

令和2年9月25日

保護者のみなさまへ

北区教育委員会事務局子ども未来部
子どもわくわく課長 氏 江 章

10月以降の学童クラブの対応について

日頃より、北区の子ども子育て事業にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

区では、7月1日以降、新型コロナウイルス感染症の感染予防に取り組みながら、学童クラブを通常どおり運営しております。

この度、東京都では9月10日に、新型コロナウイルス感染症の感染状況について、警戒レベルを一段階引き下げ、今後も感染状況などを慎重に見極めつつ、感染の拡大防止と経済社会活動の両立を図っていくこととしました。

こうした状況を踏まえ、10月以降の対応を下記のとおりといたします。

今後も感染の再拡大に警戒が必要であり、学童クラブでは引き続き感染予防に取り組んでまいりますので、保護者のみなさまにはご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、職員や児童、送迎の保護者の方が、新型コロナウイルスに感染した場合には、北区保健所による調査を踏まえ、学童クラブを休室する可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

また、今後の感染状況や国・東京都の動向により、下記の対応に変更がある場合には、改めてお知らせいたします。

記

1 育成料の取り扱いについて

10月分の育成料からは日割り計算は行わず、通常のとおりといたします。

※ 新型コロナウイルスの感染に伴い臨時休室とする場合や登室の自粛をお願いする場合などは、その期間中、当該学童クラブの対象となる児童の育成料について、日割り計算を行い、差額を精算いたします。

※ 9月分の育成料については、欠席日数に応じて日割り計算を行い、月額育成料との差額を原則として12月分の育成料に充当いたします。詳細は、利用する学童クラブを通じて後日、お知らせいたします。

2 おやつ代について

1日でも学童クラブを利用した場合は、全額お支払いいただきます。

3 月に1日も登室がなかった場合の取り扱いについて

月に1日も登室がなくても、当面の間は利用承認の取消しはいたしません。

※ 月に1日も登室しなくても、育成料はお支払いいただくこととなります。

4 出席率等の取り扱いについて

令和3年度に向けた学童クラブ利用承認審査において、調整指数を算出する際に出席率や在室時間による減点は行いません。

5 令和2年4月以降の利用者の取り扱いについて

① 育児休業中の方の職場復帰期限を令和2年10月1日(木曜日)まで延長しています。

※ 復職後「勤務証明書」を利用する学童クラブにご提出ください。

② 採用予定の方の採用期限については、新型コロナウイルス感染症の拡大に関連して採用が先延ばしになっている場合、令和2年9月30日(水曜日)まで延長しています。

※ 就職後、「勤務証明書(令和2年9月30日(水曜日)までに採用されたもの)」を利用する学童クラブにご提出ください。

6 登室にあたってのお願い

① お迎え時、保護者の方はマスクの着用をお願いいたします。また、児童にマスクを着用させて登室した場合でも、外遊びの際など、窒息や熱中症、脱水症状等のリスクが高まる場合には、マスクを外して育成します。

② 児童及び保護者の方は、必ず検温をしてください。発熱等の風邪症状があるときの登室・送迎は自粛してください。

③ 児童及びご家族が新型コロナウイルス感染症にり患、濃厚接触者と特定された場合は、学童クラブにご連絡ください。また、児童及びご家族がPCR検査等を受けることになった場合も学童クラブにご連絡ください。

【お問合せ先】

子どもわくわく課 03-3908-9361